

平成29年 第2回（5月）臨時会

県央県南広域環境組合

議会 会議録

平成29年 第2回 県央県南広域環境組合議会臨時会会議録

平成29年5月31日 (1日間) 午前10時00分 開会

平成29年第2回県央県南広域環境組合議会臨時会は、県央県南広域環境組合大会議室に招集された。

1 出席議員は、次のとおりである。

1 番	林田 勉	2 番	本多 秀樹	4 番	田添 政継
5 番	土井 信幸	6 番	南条 博	7 番	山口 喜久雄
8 番	中村 好治	9 番	上田 篤	10 番	町田 康則
11 番	小嶋 光明	12 番	馬渡 光春	13 番	松本 正則

2 欠席議員

3 番 森 多久男

3 説明のために出席したものは、次のとおりである。

管理者	宮本 明雄	副管理者	古川 隆三郎	副管理者	金澤 秀三郎
副管理者	松本 政博	事務局長	山本 博幸	総務課長	後田 一光
施設課長	田中 金大	総務課課長補佐	鳥辺 伸一	施設課課長補佐	川内 康裕

4 議会事務のために出席した者は、次のとおりである。

書記 高柳 和幸 書記 濱崎 和也 書記 岸本 晶

5 当日の議会に付議された案件は、次のとおりである。

日程第1	議長の選挙について
日程第2	議席の指定について
日程第3	会議録署名議員の指名について
日程第4	会期の決定について

日程第5 議会運営委員会委員の選任について

日程第6 議案第7号 県央県南広域環境組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び県央県南広域環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○副議長（馬渡光春君）

皆さん、おはようございます。副議長の馬渡でございます。本日は、前議長の任期満了に伴い、現在議長が不在でございますので、地方自治法第106条の規定により、副議長の私が議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

これより平成29年第2回県央県南広域環境組合議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、12名でございます。定足数に達しております。

今期臨時会に説明員の出席を求めましたので、ご報告いたします。

続きまして、諫早市議会選出議員の任期満了に伴い、新たに組合議員として選出されました議員をご紹介します。

諫早市議会議員 森多久男 議員。なお、森議員におかれましては、本日は欠席の届出がなされております。続きまして、

諫早市議会議員 田添政継 議員。

諫早市議会議員 土井信幸 議員。

諫早市議会議員 南条博 議員。

諫早市議会議員 山口喜久雄 議員。

諫早市議会議長 松本正則 議員でございます。

よろしくお願いいたします。

議事の進行上、仮議席を指定いたします。只今ご着席の席を仮議席といたします。

今期臨時会におきましては、夏の省エネ対策の一環といたしまして、クールビズによる空調管理を行っております。議場での服装につきましては、上着等の着用は各位の判断にお任せいたしますので、よろしくお願いいたしますと存じます。

なお、報道取材のため、撮影の申し出がありましたので、組合議会傍聴規則第7条の規定により特別に許可をいたしております。

ここで、管理者より発言を求められておりますので、この際これを許可します。管理者。

○管理者（宮本明雄君）

おはようございます。去る4月17日開催の政策調整会議におきまして、引き続き、管理者に選任されました諫早市長の宮本でございます。どうぞよろし

くお願い申し上げます。

開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。本日ここに平成29年第2回組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、ご健勝にて御出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

まず、施設の稼働状況からご報告を申し上げます。

本施設は、おおむね1日当たり250トンのごみ処理を順調に継続しております。平成28年度のごみ受入量につきましては、79,382トンと、平成17年度の操業開始後初めて8万トンを切り、ここ数年、ごみ受入量は減少している状況でございます。

また、余熱利用施設であります「のんのこ温水センター」の状況でございますが、平成28年度の利用者数は14万5百人と、前年度と比較して減少はしたものの、3年連続14万人を維持いたしております。今後も利用者の憩いの施設となるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、昨年10月18日、福岡高等裁判所において成立した和解に基づく、平成23年度以降分の精算につきましては、計算根拠の確認や数値データの分析等を進め、既に経過しております平成28年度までの合計6年間分の精算事務の詰め協議を行っている段階でございます。今後、精算金の額が確定次第、収納手続を行ってまいりたいと考えているところでございます。

また、瑕疵担保期間が切れる平成32年度以降の施設のあり方につきましては、本施設を長寿命化する場合や、新たに建替える場合などについて、整備費や運転経費、スケジュール、経費負担のあり方などを、総合的に比較検討するため、構成市で組織する「廃棄物担当部長・課長会議」の第1回目を、5月12日に開催したところでございます。この会議におきまして、まずは事務レベルでの協議を進め、各構成市の意見や課題点等の集約を図ってまいりたいと考えております。

最後になりましたが、今議会に提出いたしました議案は、「県央県南広域環境組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び県央県南広域環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を提出しております。内容につきましては、事務局長より説明をいたさせますので、よろしく、御審議賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（馬渡光春君）

議事日程は、お手元に配付しております「議事日程表」により執り行いたいと思っておりますので、ご了承願います。

全員協議会開催のため、しばらく休憩いたします。別室を準備しておりますので議員の皆様は移動をお願いします。

（午前10時 7分 休憩）

(午前10時14分 再開)

○副議長（馬渡光春君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、日程第1「議長の選挙について」を議題といたします。

組合規約第7条第2項の規定により「組合議員のうちから組合の議会で選挙する」となっております。

諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法で行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（馬渡光春君）

ご異議なしと認めます。よって、議長の選挙の方法は、指名推選の方法に決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、副議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（馬渡光春君）

ご異議なしと認めます。よって、指名の方法は、副議長において指名することに決定いたしました。

議長に、松本正則議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました松本正則議員を、議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（馬渡光春君）

ご異議なしと認めます。よって、松本正則議員が議長に当選されました。

○副議長（馬渡光春君）

ただいま、議長に当選されました松本正則議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選を告知いたします。

これをもちまして、議長と交代いたします。ご協力ありがとうございました。

○議長（松本正則議員）

それでは、組合議会議長就任にあたり一言あいさつを申し上げます。

ただいま、議員各位のご推挙を得まして県央県南広域環境組合議会議長の職に就任することになりました。誠に光栄に存じております。深く感謝を申し上げます。微力ではございますが、広域行政の進展と地方自治の発展に努め、議会運営に万全を期してまいりたいと存じます。ここに、議員皆様の一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。簡単ではございますが、就任のあいさつにかえさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

す。

○議長（松本正則議員）

それでは、日程第2「議席の指定について」を議題といたします。

新たに議員となられた方の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

3番 森多久男 議員。

4番 田添政継 議員。

5番 土井信幸 議員。

6番 南条博 議員。

7番 山口喜久雄 議員。

13番 松本正則です。以上のとおり、指定いたします。

○議長（松本正則議員）

次に、日程第3「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

会議規則第87条の規定により会議録署名議員に4番 田添政継議員及び5番 土井信幸議員を指名いたします。

○議長（松本正則議員）

次に、日程第4「会期の決定について」を議題といたします。

今期臨時会の会期を5月31日 一日とし、会期中の日程につきましては、お手元に配付のとおりとすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本正則議員）

異議ありませんので、会期は本日一日と決定しました。

次に、日程第5「議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。現在、議会運営委員が2名欠員となっております。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、土井信幸議員、山口喜久雄議員、を指名いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本正則議員）

ご異議なしと認めます。よって以上のとおり選任することに決定いたしました。なお、ただいま選任されました委員の任期は、委員会条例第2条第3項の規定に基づき、前任者の残任期間となりますので、平成29年8月23日までとなります。よろしく願いいたします。

議会運営委員会委員長の互選について協議をお願いしたいと思っておりますので、議会運営委員会を開催していただくため、しばらく休憩いたします。

（午前10時19分 休憩）

(午前10時24分 再開)

○議長（松本正則議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事に先立ちまして先ほどの議会運営委員会において、議会運営委員会委員長に、土井信幸議員が互選されましたのでご報告します。土井委員長、どうぞよろしくお願ひします。

○議長（松本正則議員）

次に、議案第7号「県央県南広域環境組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び県央県南広域環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由について事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

議案第7号「県央県南広域環境組合の職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び県央県南広域環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）」についてご説明申し上げます。

本案は、平成28年8月の人事院勧告並びに地方公務員の育児休業等に関する法律等が改正されたことに伴い、県央県南広域環境組合の職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び県央県南広域環境組合職員の育児休業等に関する条例について一部改正を行なおうとするものでございます。

なお、当組合の職員の勤務条件や処遇につきましては、所在市である諫早市に準じた取扱いを行っており、諫早市におかれましては本年3月市議会で同様の改正が既になされております。では、配付いたしております「議案第7号参考資料」により主な概要をご説明いたします。

1の「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正」及び2の「職員の育児休業等に関する条例の一部改正」につきましても改正の趣旨は同じであり、深夜勤務及び時間外勤務の制限に係る対象となる「子」の範囲を拡大しようとするものでございます。現行は、表に記載のとおり、民法の規定による法律上の親子関係にある実子及び養子となっておりますが、改正後は、民法の規定による特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した職員に監護されている子、児童福祉法の規定による養子縁組里親である職員に委託されている子、同じく児童福祉法の規定による養育里親である職員に委託されている子で養子縁組里親としての希望がある場合を対象として新たに加えるものでございます。

最後に附則において、本条例は公布の日から施行することとしております。

以上、議案第7号につきまして説明を終わらせていただきます。よろしくご

審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松本正則議員）

これより議案第7号に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本正則議員）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本正則議員）

なければ、これをもって討論を終結し、採決します。

お諮りします。議案第7号は、これを原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本正則議員）

異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案どおり可決されました。

○議長（松本正則議員）

以上をもちまして、今期臨時会に付議された案件はすべて終了いたしました。

今期臨時会において議決されました案件につきましては、その条項、字句、数字その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松本正則議員）

ご異議なしと認めます。

これをもって、平成29年第2回県央県南広域環境組合議会臨時会を閉会いたします。議員各位のご協力によりスムーズに議事を進行することができました。議長からお礼申し上げます、閉会のあいさつといたします。どうもお疲れ様でございました。

（午前10時27分 閉会）

会議録の内容に相違ないことを証するために、ここに署名する。

議長 松本 正則

署名議員 田 添 政 継

署名議員 土 井 信 幸